

# 回 覧

## 10月25日の大雨により被害を受けられた皆様へ (11月15日より「り災証明書」・「被災証明書」を発行いたします。)

令和元年10月25日の大雨により、床上・床下浸水など家屋等に被害を受けられた多くの皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

保険会社への請求などで必要となる「り災証明書」(住家が対象)・「被災証明書」(住宅以外の建物、車などが対象)の申請を受付けますので、損害保険等の請求などで必要な場合は申請して下さい。

### 1 受付期間及び場所(本庁のみ)

11月15日(金)～12月1日(日)(土曜、日曜も受付)

特設会場(市役所1階 旧レストランアゼリア)

受付時間: 8時30分～17時15分

※12月2日(月)以降は市役所2階市民税課で受付けます。

### 2 持参するもの

本人確認書類(運転免許証等)、印鑑

委任状(本人若しくは世帯員以外の代理人が申請する場合)

市が現地調査を行い、被害状況等を確認している場合は、原則として証明書を即日発行します。

なお、住家の床上浸水被害に対する「り災証明書」の発行は、現地調査が必要となります。市が現地調査に伺っていない場合は、調査に伺いますのでお知らせください(12月1日までは土曜、日曜も調査に伺います)。その場合、現地調査後の発行となりますのでご了承下さい。

(連絡先) 茂原市役所・市民税課

TEL 20-1577

FAX 20-1609

E-mail: [siminzei@city.mobara.chiba.jp](mailto:siminzei@city.mobara.chiba.jp)